

三重県心理リハビリテーション連合会旅費規程

(目 的)

第一条 この規定は、三重県心理リハビリテーション連合会、会員の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第二条 会員が出張した場合には旅費を支給する。

(旅費の額)

第三条 旅費の支給額は次のとおりとする。

(1) 鉄道等運賃

交通費の2分の1以内を、予算の範囲内で支給する。
ただし、一万円以内を限度とする。

(2) 研修費・宿泊費等

掛る経費の2分の1以内を予算の範囲内で支給する
ただし、1万円以内を限度とする。

附 則

- 1 この規定は昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この規定は平成17年10月9日から施行する。

三重県心理リハビリテーション連合会弔慰お舞い規程

(目 的)

第一条 この規定は、三重県心理リハビリテーション連合会、会員の弔慰見舞いに関し、必要な事項を定めたものである。

(弔慰見舞いの対象)

第二条 三重県心理リハビリテーション連合会の会員
会員とは親の会員当人、本人（トレーニー）、研究会員当人（トレーナー）をいう

(弔慰見舞い)

第三条 会員がご逝去された場合、生花一基を『三重県心理リハビリテーション連合会
名義で』ご霊前にお供えする。

附 則

1 この規定は平成 29 年 4 月 8 日から施行する。